

二五四点の北条氏照発給文書をめぐって

『福生市史資料編』中世編所収文書の整理

浅倉直美

はじめに

『福生市史資料編』中世・寺社編が刊行されてから、はや二年半が経過した。

今日、自治体史の発刊が相つぐなか、各自治体ごとに創意工夫をこらした編集が試みられている。歴史を研究するうえでの基本は、実際に現物の史料（古文書、記録物など）や資料（考古遺物・遺構、伝承など）にあたることであるが、それと同時に、こうした自治体史が大いに活用され、所収の史資料の分析が、いろいろな角度から、より一層進められていく必要もある。

『福生市史資料編』の中世編は、「中世の福生を支配した領主たち」とタイトルが付けられ、収録された史料は、補遺の二五点を加えて、鎌倉期から戦国期にかけて五〇〇

点近くに及ぶ。このうち、特に戦国期については、永祿年間（一五五八～一五七〇）から天正十八年（一五九〇）に福生地域を支配した北条氏照の文書を網羅することを目的の一つに掲げ、発給文書、受給文書および氏照家臣の発給文書などが収集されている。

本稿では、中世編の編集にあたって若干のお手伝いをさせていただいた一人として、氏照の発給文書を整理・分析し、合わせて氏照文書についての主要な研究を紹介してみたい。

なお、本文中に示した文書番号は、断わりのない限り、いずれも『福生市史資料編』中世編のものである。

一 北条氏照の発給文書

北条氏照の発給文書としては、現在のところ二五四点が

書 状 ・ 判 物										合 計	備 考
源三 氏照	平 氏照	北条 源三氏照	陸奥守 氏照	北条陸奥 守氏照★	北条 氏照★	奥州 氏照★	奥州 氏照★	不明	計		
										1	※検討を要す
										1	※検討を要す
										1	※検討を要す
										1	
										2	3
1										2	3
										1	2
										1	3
								1	3	5	
										9	
								1	2	6	
2									5	7	
	1								1	2	
3	1	4							2	12	14
	1								1	3	3
									1	2	2
2		1								4	5
										1	3
			1							3	4
			2	1					2※	7	13
										2	8
										3	5
										4	12
										3	7
			1	1※						6	9
			1							4	8
				1						3	10
			1						2※	5	8
								2		6	10
					1					5	12
										2	10
										2	3
										1	1
(1)			3			2	1	10	53	60	
9	3	5	9	3	1	2	1	23	154	254	

表1 北条氏照発給文書一覧表

年代	印判状			奉者 (点数)	計	大石	
	A	B	不明			氏照	源三氏照
天文11	1※				1		
20						1※	
23						1※	
永祿2	1			布施・横地(1連名)	1		
4	1				1	1	1
5	6			横地(1) 藤曲・設楽(1連名) 藤曲(1)	6	1	
6	1				1	1	
7	2				2	2	
8	8		1	一雲(1) 専正軒(1) 近藤(3) 藤部(1) 布施(1)	9		
9	4				4	1	
10	1		1	松田(1)	2	2	
11	1				1		
12	2			一庵(1)	2	2	
元龜2						1	
3						1	
4		1			1		
天正2			1		1	1	
3		1	1	長野(1) 一庵(1)	2	1	
4		1		長野(1)	1	2	
5		3	3	大石信謙守(3) 由木(1)	6	2	
6		6		一庵(1)	6	2	
7		2		布施美作守(1) 由木左衛門尉(1)	2	3	
8		8		一庵(1) 長野(1) □□ (吟頼力)(1)	8	4	
9		4		松田四郎右衛門尉(2)	4	3	
10		3			3	4※	
11		4			4	3	
12		2			2	7	
13		2	1	横地(1) 一庵(1)	3	2	
14		4		一庵(2) 中嶋大藏丞(1)	4	4	
15		6	1	一庵(1) 大石四郎右衛門尉・横地与三郎・狩野 刑部大輔(1連名)	7	4	
16		6	2	大竹丹後(1)	8	2	
17		1			1	2	
18						1	
年未詳		3	4	布施美作守(2) 中嶋大藏丞(1)	7	36	
合計	28	57	15	(38)	100	98	1

確認されている。^(補註1)それは、表1に明らかかなように、印判状

一〇〇点、書状および判物一五四点で、その初見は、永禄二年霜月十日づけの印判状(文書番117号)である。^(補註2)

印判状については、朱印A(印文「如意成就」)が永禄二年から同十二年まで、朱印B(印文未詳)が元亀四年(天正元年、一五七三)から同十七年まで使用が確認される。

A・B両朱印が併用された時期はなかったと考えられ、写である点などから、A・Bどちらと判断することができないもの(不明の欄のうち年未詳を除く一一点)は、永禄十二年以前は朱印A、元亀四年以降は朱印Bとみなされる。

印判状のうちに、奉書は三八点ある。奉書とは、日付下の余白部分に、その文書発給の担当者となった奉者が名前を記したもので、後北条氏の文書では奉者名の右下に「奉之(これをうけたまわる)」と記すのが一般的であるが、氏照文書には、奉者名の右上に「奉」と記されたものが含まれている。

奉者は二三名が登場し、布施と布施美作守、松田と松田四郎右衛門尉、由木と由木左衛門尉を同一人物とみなすと、氏照の奉者として確認されるのは、現在のところ一九名(天正八年の不明を除く)である。一庵の八点、布施美作守の四点のほかは、一〜三点の文書に名前が見える。

一方、書状および判物について署名別で見ると、「氏照」と署名し、その下部に花押をすえる場合が最も多く、時期

的にも永禄四年から天正十八年まで確認される。ただし、この場合も、氏照は花押のみ記した場合が多く、「氏照」部分は、おおかた本文と一緒に右筆が記している。

また氏照は、単に氏照という署名のほか、五種の署名を使用している。大きくは、永禄四年〜天正二年は「源三」、天正四年以降は受領名の「陸奥守」に分けられる。

源三と署名している天正二年まで、氏照が養子に入って家督を継承した大石姓と名乗ったのは、永禄四年と推定される三月三日づけの書状(文書番号120)のみで、永禄十一年以降は北条姓あるいは、北条氏本来の平姓を用いている。北条姓は永禄十二年越後の上杉輝虎(謙信)あて(同168・174・179)、同年陸奥の伊達輝宗あて(同172)、天正二年一色右衛門佐あて(同192)の五点、平姓は永禄十一年上杉輝虎あて(同165)、同十二年上杉輝虎あて(同175)、元亀二年高野山高室院あて(同185)の三点である。北条氏本来の平姓を用いる例は、北条家当主にもみられ、もっとも丁寧な場合の使用といわれる。

なお、従来、北条陸奥守氏照(文書番号217・260・310)、奥州氏照(同415・439)という署名が、氏照の用いたものとみなされてきた(下山治久『氏照文書集』、佐藤博信論文、両者については後述)。しかし、北条氏照(文書番号347)、奥州(同491)とともに(表1★印)、写にのみ確認されるという点で、本来は氏照あるいは陸奥守氏照と署名のうえ

花押がすえられていたものに、写を作成する段階で作成者が補註の意味で「北条」あるいは「奥州」の文字を補ったと考えられ、この四種の署名については、検討が必要であるろう。

二 氏照文書に関する主要研究

つぎに、氏照の発給文書についての主な研究を紹介していきたい。

氏照文書研究の最初にあげられるのは、一九三五年（昭和十年）に発表された相田二郎氏の「北条氏の印判に関する研究」という論文（『史学雑誌』四六編八〜一〇号）で、ここでは、小田原の北条家当主をはじめ、一門親族の二七種の印判について論じられている。氏照の印判としては、如意成就の印判状一三点、印文未解の印判状三六点があげられ、如意成就の印判は永禄二年頃から同十二年頃、印文未解の印判は元亀三年頃から天正十八年までの使用であることが指摘されるとともに、印判の変更によって、「彼（氏照）が元の居城武蔵滝山から新城元八王子に移った時期を推測し得るとすれば、頗る意義の深い事実と云ふべきであらう」と、印判の変更と居城の移動を関連づける考え方が示されている。

その後に、氏照文書を集成されたのは、下山治久氏である。下山氏は、一九七〇年（昭和四十五年）に『武州滝

山・八王子城主北条氏照文書集』をまとめられ、発給文書一七八点をはじめ、参考史料として氏照が奉者となっている北条家の虎印判状、受給文書一〇点余を収録された。この『氏照文書集』には、北条氏照とその文書について述べられた「解説」および文書を基本として作成された「北条氏照年表」が添えられ、その後の氏照研究の基本となり、まさに氏照研究の出発点とも言うべきものであった。また、同書は後北条氏研究会編集の「研究史料」第一号であったことから、氏照研究にとどまらず、後北条氏の研究、さらには関東戦国大名研究の先鞭的役割を果たした史料集と位置づけることができる。

この『氏照文書集』がまとめられた時点では、朱印Aの印判状は二四点、朱印Bの印判状は三二点が確認されている。

下山氏は、その後一九七三年（昭和四十八年）十二月、「新発見の北条氏照文書―三増峠合戦の実態をさぐる」という論文（『歴史手帖』一卷二号）によって、『氏照文書集』刊行後に発見された氏照文書を紹介されている。

このうち、氏照についての研究が進められるなか、佐藤博信氏が、「北条氏照文書の再検討―氏照研究のために―」（『日本歴史』三三二号、一九七六・昭和五十一年一月）

および「北条氏照に関する考察―古河公方研究の視点を中心に―」（竹内理三博士古稀記念会編『続荘園制と武家社

会』所収、一九七八、昭和五十三年）という二本の論文のなかで、氏照文書について二つの重要な指摘をされている。

第一に氏照の署名について、下山氏が前掲『氏照文書集』で、氏照は永祿四年に大石源三氏照と北条源三氏照という署名を使い分けていると述べられたことに対し、その根拠となった無年号二月二十五日づけ、一色右衛門佐あての北条源三氏照と署名された書状（文書番号192）の分析から、両署名の使用時期が重複しないことを確認された。一色右衛門佐は古河公方足利義氏の家臣で天正年間の史料に頻出すること、文書に記された氏照の花押型が永祿十年から天正二年頃まで使用されたものと同じであること、文書の内容からうかがえる政治情況などから、この文書の年代は天正二年であり、氏照は天文末年から永祿初年に大石氏の養子として名跡を継承して大石源三を名乗り、永祿四年から同十二年の間に北条に復姓した、というのが佐藤氏の主張である。

また、あわせて、氏照の受領名について、下山氏が「氏照は元龜二年（一五七二）以前に陸奥守の受領名をもっていった」と考えられたのに対し、同じく根拠となった無年号の北条氏政書状（芦名氏あて、「会津四家合考」五所収文書）を、内容から天正六年頃のものとして推定され、陸奥守受領の時期を天正三年八月十二日から翌四年九月二十六日の間と推定された。この陸奥守受領の時期については、後述



北条氏照朱印 B

することとした。

佐藤氏の指摘の第二点は、印判状の地域的分布状況と印章変更の契機についてである。

『氏照文書集』がまとめられた段階では、主に氏照の居城のあった滝山・八王子周辺

地域に多くの氏照文書の存在が知られていたが、その後の『小山市史』（刊行は一九八〇・昭和五十五年）など自治体史の編集の過程で新文書が発見され、小山（栃木県小山市）、関宿（埼玉県幸手町・千葉県関宿町）方面にも氏照が多く、多くの文書を発給していたことが判明した。佐藤氏はこの点に注目され、朱印Aの印判状の分布地域は武蔵滝山・八王子を中心に、相模高座郡座間（神奈川県座間市）や武蔵久良岐郡富部（同横浜市戸部）に及ぶ地域。朱印Bの印判状は、朱印Aの分布地域を含めたうえで、下総関宿など関東北部にまで分布していることを指摘された。

さらに、朱印Bが足利義氏の方印（印文「大和」とまったく同じ大きさ、同じ三重郭であること、未解とされている印文の上部が「畝橋」＝栗橋と読めることから、朱印Bは下総栗橋城（茨城県五霞村）との関係があると考えられ、朱印Aから朱印Bへの印章の変更は、氏照の栗橋城主化が契機となっていると、佐藤氏は結論づけられている。

また加藤哲氏は、八王子城移転の時期と天正期における西武蔵一带の山林育成・竹木規制について論じられた「八王子築城と竹木規制」(『多摩のあゆみ』四〇号、一九八五・昭和六十年)という論文の中で、甲子正月十一日づけ朱印Bの印判状(文書番号203)の信憑性に、ふれられている。

氏照文書が発給されている間の甲子の年は永祿七年にあたるが、この年は、氏照が朱印Aを使用している期間である。ここに、問題の文書を読み下し文で、掲げてみよう。

制札

右、長田山の儀、川北・川南前々のごとく、堅く立林申すべし、下草にても、苧り取る者これ有らば、野具をあい押さえ、その身をば搦め取り、滝山へ引き来たり、披露を遂ぐべき旨、仰せ出さるものなり、仍て件のごとし、

甲	子
正月十一日	

(朱印B)

うけたまわ

奉

長野

長田之村

藤七郎

弥十郎

下山治久氏は、右の文書が、つぎにあげる乙亥(天正三

年)十一月十九日づけの氏照印判状(文書番号201)と類似している点から、「どちらか一方が、もう片方を参考に作られたものか、もしくは両方ともあえて作られたものではないかと考えたくなる」と、述べられている(『氏照文書集』)。

制札

右、久下分のうち、長尾根山より深沢山に至り、堅く立林せられ候、下草にても、苧り取る者これ有らば、野具をあい押さえ、その身をば搦め取り、滝山へ引き来たり、披露を遂ぐべき旨、仰せ出さるものなり、仍て件のごとし、

乙	亥
十一月十九日	

(天正三年)

(朱印B)

奉

長野

島村図書助殿

吉田殿

両文書をめぐって佐藤博信氏は、「この文書(甲子正月十一日づけの文書)の外的研究の成果によれば、決して偽文書でも模作でもなく正文書であるという。そこで、干支の書き間違いではないかとか、過去に溯及して発給した文書ではないかとか諸説出されている」と紹介するにとどま

っている。

加藤氏はこの点について、天正年間に入ると氏照が八王子築城準備のため山林育成策を進めている点、および長田山は名栗川に沿った山林で江戸時代には西川材の産地として知られたところであるという状況にもとづき、長田山の山林育成を定めた甲子正月十一日づけの制札は、「原本にあたって観察したところ疑いのない正文である。そうなる」と、この制札の干支が誤っているとしか考えられない。」と述べられ、乙亥(天正三年)十一月十九日の制札を発給してから二か月後に制札を出すとき、「丙子正月十一日」とすべきところを「甲子正月十一日」と誤記してしまったと判断された。

さきに佐藤博信氏の論文紹介の部分でもふれた氏照の受領名については、近年、長塚孝氏が論述されている(『戦国武将の官途・受領名―古河公方足利氏と後北条氏を事例として―』『駒沢史学』三九・四〇合併号、一九八八・昭和六十三年九月)。

氏照が陸奥守を受領した時期について、佐藤氏は天正三年八月から翌四年九月までの間とされた(前掲の論文)。これに対して長塚氏は、これまで天正三年と推定されてきた八月十二日づけ芦名氏(芦名盛氏)あての書状(文書番号193)は天正二年のものと考えられた。この書状は、氏照が陸奥守となる以前の、仮名源三を名乗る最後の史料と考

えられているもので、文中の「盛興御遠行」という部分、つまり芦名盛氏の父盛興が死去した年がいつかという点が、年代決定の鍵である。長塚氏は、「伊達輝宗日記」に天正二年六月七日輝宗が芦名氏の急死(六月五日)を知らされている記事が見えること、戦国期の禅僧の語録である「大蟲岑和尚語集」にも天正二年六月はじめに盛興が急死したことが記されていることから、盛興の死去は天正二年六月のことで、芦名氏あての氏照書状も同年八月に出されたものと推定されている。このため、氏照が源三を名乗っている最後は天正二年十二月十二日づけの北条家印判状(奉者として登場、文書番号198・199)となり、氏照の陸奥守受領の時期は、天正二年末から同四年九月までととらえられる。このように、氏照文書に関する研究が進められるとともに、相つぎ刊行される自治体史のなかでは、一九八〇(昭和五十五年)年に、これまで活字にされていなかった東京大学史料編纂所の影写本を中心とした埼玉県関係の新文書が『埼玉県史』資料編6(中世2)に、小山周辺の新発見の氏照文書および家臣発給の文書が『小山市史』史料編中世に収録され、一九八一(昭和五十六年)年に『所沢市史』中世編が武蔵国入間郡・多摩郡の氏照文書の多くの写真判を掲載された。

また、一九八八(昭和六十二年)年には、下山治久氏が、「北条氏照とその文書―付 文書目録」として、『氏照文

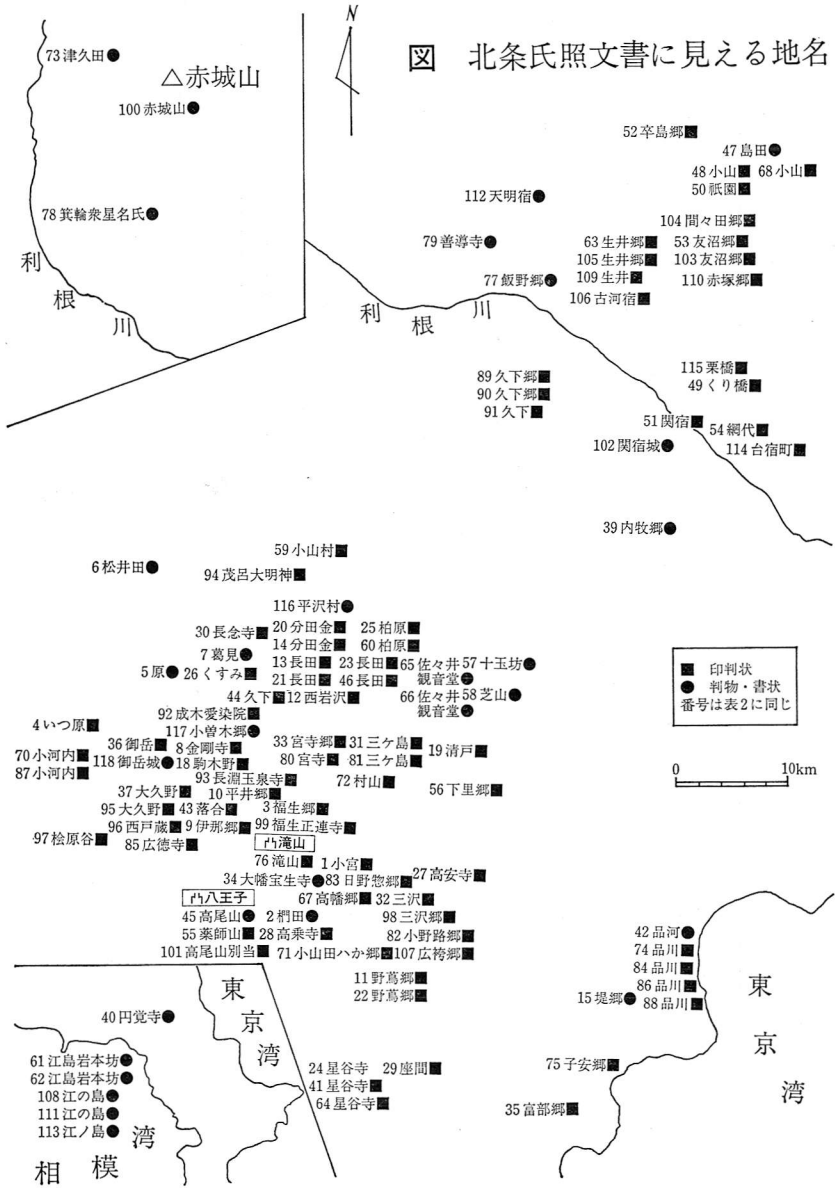
表2 北条氏照文書に見える地名

年代	地名	現自治体	文書番号	内容	
永禄 2	1 小宮	五日市町	117■	祢宜職の安堵	
	4 2 櫛田	八王子市	119●	高尾山寺領寄進	
5	3 福生郷	福生市	121■	制札	
	4 いつ原	奥多摩町日原	123■	巢鶴鷹について	
6	5 原	飯能市原市場	124●	知行安堵	
	6 松井田	横瀬村松枝	"	"	
	7 葛見	飯能市久須美	"	"	
	8 金剛寺	青梅市	125■	寺領安堵	
	9 伊那郷	五日市町	126■	伝馬役	
	10 平井郷	日の出町	"	"	
	11 野蔦郷	町田市野津田	127■	年貢公事免除	
	12 西岩沢	飯能市	129■	安中丹後守の陣夫役	
	13 長田	飯能市永田	"	"	
	14 分田金	飯能市	"	"	
7	15 堤郷	大田区	130●	知行宛行	
	16 篠塚	不明	"	"	
	17 中島	不明	"	"	
	18 駒木野	青梅市	132■	漆調達	
	19 清戸	所沢市 or 清瀬市	137■	清戸在番	
	20 分田金	飯能市	138■	人改め・逃散につき	
	21 長田	飯能市永田	"	"	
	22 野蔦郷	町田市野津田	141■	新堰築造	
8	23 長田	飯能市永田	142■	水口のこと	
	24 星谷寺	座間市	143■	制札	
	25 柏原	狭山市・川越市	144■	棟別免除	
	26 くすみ	飯能市久須美	145■	訴訟裁許につき	
	27 高安寺	府中市	146■	棟別免許	
	28 高乗寺	八王子市櫛田	148■	棟別免許	
	29 座間	座間市	150■	棟別・諸役免許	
	9	30 長念寺	飯能市白子	151■	寺領安堵
		31 三ヶ島	所沢市	156■	大神楽見物衆の狼藉禁止
		32 三沢	日野市	157■	甲立物につき
10	33 宮寺郷	入間市・所沢市	161■	検地書立	
	34 大幡宝生寺	八王子市	162●	滝山城下への移転	
11	35 富部郷	横浜市戸部	164■	海産物の納入	
12	36 御岳	青梅市	178■	城番命令	
	37 大久野	日の出町	182■	知行宛行	
元亀 2	38 牛頭山寺		183●	禁制	

年代	地名	現自治体	文書番号	内容
3	39 内牧郷	春日部市	184●	知行宛行
	40 円覚寺	鎌倉市	186●	桂昌庵のこと
4	41 星谷寺	座間市	191■	制札
	天正 2 42 品河	品川区	194●	欠落者の召返し
3	43 落合	日の出町	200■	目安裁許
	44 久下	飯能市	201■	制札
4	45 高尾山	八王子市	202●	制札
	46 長田	飯能市永田	203■	制札
5	47 島田	小山市	209●	知行宛行
	48 小山	小山市	210■	伝馬役
	49 くり橋	五霞村栗橋	"	"
	50 祇園	小山市	212■	小甫方家中取締
	51 関宿	関宿町	216■	山王山砦南の小堀普請
	52 卒島郷	小山市	219■	知行宛行
	53 友沼郷	小山市・野木町	220■	知行宛行
	54 網代	五日市町	221■	棟別免除
6	55 薬師山	八王子市	223■	制札
	56 下里郷	東久留米市	230■	知行宛行
7	57 十玉坊	富士見市	231●	年行事職安堵
	58 芝山		"	"
	59 小山村	坂戸市	233■	夫役につき
	60 柏原	狭山市・川越市	235■	棟別容赦につき
	61 江島岩本坊	藤沢市	236●	不入ほか5か条
	62 江島岩本坊	藤沢市	237●	上之坊安堵
8	63 生井郷	小山市	238■	各々に安堵のこと
	64 星谷寺	座間市	241■	由井領の勧進につき
	65 佐々井観音堂	狭山市	244●	所沢衆分の安堵
	66 佐々井観音堂	狭山市	245●	年行事職の安堵
	67 高幡郷	日野市	249■	知行宛行
9	68 小山	小山市	251■	在番役
	69 中里郷		252■	諸公事につき
10	70 小河内	奥多摩町	259■	此方への移動につき
	71 小山田八か郷	町田市	279■	人集につき
	72 村山	瑞穂町・東村山市	273■	知行宛行ほか
	73 津久田	群馬県赤城町	274●	津久田城につき
11	74 品川	品川区	287■	欠落禁止
	75 子安郷	横浜市	290■	干損仕分の書出
12	76 滝山	八王子市	309■	滝山参上につき
	77 飯野郷	群馬県板倉町	312●	禁制

	78 箕輪衆星名氏	(前橋市)	313●	越河につき仕置条々
	79 善導寺	館林市	314●	禁制
13	80 宮寺	所沢市	323■	知行宛行
	81 三ヶ島	所沢市	"	"
	82 小野路郷	町田市	325■	制札
14	83 日野惣郷	日野市	327■	竹木伐採禁止
	84 品川	品川区	328■	逃散百姓の還住など
	85 広徳寺	五日市町小和田	331■	制札
	86 品川	品川区	335■	御用捨の条々
15	87 小河内	五日市町	337■	人質差し出しにつき
	88 品川	品川区	342■	訴訟裁許
	89 久下郷	加須市	349■	検地書出
	90 久下郷	加須市	351■	検地書出
	91 久下	加須市	352■	普請役
16	92 成木愛染院	青梅市	355■	梵鐘差し出し
	93 長淵玉泉寺	青梅市	356■	梵鐘差し出し
	94 茂呂大明神	茂呂山町	357■	梵鐘差し出し
	95 大久野	日の出町	358■	八王子出仕役
	96 西戸蔵	五日市町	360■	出仕役と普請役
16	97 桧原谷	桧原村	"	"
	98 三沢郷	日野市	361■	出仕役と普請役
	99 福生正連寺	福生市	362■	寺領安堵
	100 赤城山	群馬県宮城村	363●	訴訟裁許
17	101 高尾山別当	八王子市	368■	小仏富士関の作事につき
年未詳	102 関宿城	関宿町	379●	破損書立につき
	103 友沼郷	小山市	380■	俵子の返却につき
	104 間々田郷	小山市	"	"
	105 生井郷	小山市	"	"
	106 古河宿	古河市	"	"
	107 広袴郷	町田市	391■	城米輸送につき
	108 江の島	藤沢市	395●	盆香合進納
	109 生井	小山市	400■	伝馬三疋
	110 赤塚郷	栃木県野木町	416■	尺木納入
	111 江の島	藤沢市	423●	岩屋宮造営につき
	112 天明宿	佐野市	437●	還住と細工奉公
	113 江ノ島	藤沢市	443●	制札
	114 台宿町	関宿町	448■	出仕役
	115 栗橋	五霞村	"	"
	116 平沢村	日高町	451●	知行宛行
	118 小曾木郷	青梅市	"	"
	118 御岳城	青梅市	"	"

図 北条氏照文書に見える地名



『書集』編集以来の新発見文書を改めてまとめ、文書目録を作成されている(『埼玉地方史』二三号)。このなかで下山氏は、一九八六(昭和六十一)年に開催された埼玉県立文書館(浦和市)の「八王子城主北条氏照文書展」の際に、朱印Aが永禄五年頃に一度改印されていることが確認されたこと、興味深い指摘をされている。

むすびにかえて

以上、氏照発給文書の概要と主要論文についてまとめてきたが、最後に、氏照の支配領域を考えるために、発給文書に見える地名に注目してみたい。

氏照文書に見える地名を表2にあげ、それを地図のうえに示したのが24頁の図である。地名ひとつひとつには年代順に番号をふり、その番号は表と図で一致している。また、印判状を■、判物あるいは書状を●で表わした。表と図にあげた地名は、氏照が支配している地域、または氏照がその地域の支配に関係していると考えられるもので、外交を内容とする書状などに見られる地名は含まれていない。

表と図に明らかかとおり、氏照文書の発給範囲は、天正四年まではI(滝山・八王子)を中心とし、現在の埼玉県南西部から東京都西部および神奈川県東部に及び、それ以降は、ひき続きIの地域と、II現在の小山市域から利根川流域までの地域となっている。なお、I・IIの地域のほか、III江

の島および鎌倉円覚寺、IV(補註4)東上野が確認されるが、いずれも印判状ではないことから、その地域一帯が氏照の支配領域となっていたというよりは、江の島では岩本坊、鎌倉では円覚寺のみが氏照の担当にあっていた、あるいは一時の管轄者であったという意味ではないかと考えられる。

氏照文書については、細部にわたり検討されるべき点はまだまだ多く残されている(補註5)。氏照研究をはじめ、『福生市史資料編』中世編が、いろいろな分野で、また市民の皆さんに大いに活用していただけることを期待して、今回のノートを終わりとさせていただきます。

補註

(1) 『福生市史資料編』中世編に収録されている氏照発給文書は、実際には二五七点であるが、つぎの三点は重複して収録されている。

① 文書番号133と195

「聴濤閣集古文書」所収の氏照書状写は、閏十二月(文書番号133、永禄六年)か、あるいは閏十一月(同195、天正二年)か問題となる場所である。『群馬県史』資料編7(二八〇五号)によれば、新潟県の高橋義彦氏所蔵文書に同文書が確認され、その日付は「閏十一月十日」となっている。

② 文書番号459と485

③ 文書番号462と488

(2) 永禄二年以前の氏照発給文書として、天文二十年九月づ

けの判物(文書番号110)と天文二十三年八月十日づけの判物(同113)が確認されている。どちらも八王子の永林寺文書で、花押型・書式などから検討を要する文書とみなされている。また五日市町の阿伎留神社に所蔵されている天文十一年三月十日づけの印判状(文書番号280)については、中世編編集の段階では「天文は天正の誤記であろう」として収録した。改めて阿伎留神社文書を確認したところ、明らかに「天文十一年三月十日」とあり、前記二点の天文年間文書と同様、検討を必要とする文書ということができよう。

- (3) 十二月九日づけ氏照書状(文書番号165、小田原春日俊男氏所蔵文書)は、宛所の欠けた文書である。加藤哲氏は、その内容から、永禄十一年から翌十二年にかけて氏照が奔走した越相同盟(越後上杉氏と相模北条氏の同盟)の締結交渉の文書のうちの一点と考えられ、年代は永禄十一年、宛所は上杉輝虎と判断されている(「相越同盟交渉における北条氏照の役割」『戦国史研究』一号、一九八一年二月)。
- (4) 中世編を編集する段階では、天正六年十一月晦日づけ氏照印判状(文書番号230)で、小甫方備前守に宛行われている「武州下里之郷」を埼玉県比企郡小川町下里に比定した。しかし、小川町下里を地図のうえに確認してみると、59小山村や94茂呂大明神の約一二キロメートル北にあたり、この地点一か所が他と関連をもたないものとなってしまふ。このため、下里郷はI地域に含まれる東久留米市下里に比定されるといえよう。

- (5) 一例として、天正元年と推定した西年三月六日づけの氏照奉行人連署判物(石川文書、文書番号189)については、

同じ形式と内容をもつ天正元年西三月六日づけの宮田文書(同190)の存在から、天正元年西年に収録した。その際、石川文書に西年六月六日づけに氏照印判状(朱印Aにより永禄四年と確定、文書番号121)があることから、これと同じ永禄四年の可能性を指摘するにとどめた。しかし、宮田文書は宮田三之丞殿あての制札で、個人あての制札は例が少ないうえ、文書の字体こそ異なるが、寸法や文字の配置がまったく同じであることから、石川文書の制札の上に別の紙をあて、上からなぞって文書を作成し、「宮田三之丞殿」という宛所とともに「天正元」と年号を補ったものと推定される。以上の点から、石川文書の二通の制札は、いずれも永禄四年の西年に発給されたものといえる。なお、石川文書の「横地監物丞(花押)」の部分は、「丞」の文字のうえに花押ののっかって書かれているため、「丞」の文字が花押の一部のように見える(中世編巻頭の写真版参照)。このため、宮田文書作成の段階で、「丞」の文字は花押とみなされ、書き写されなかったようである。

付記

本稿は、中世編刊行後の中世部会の調査および検討にもとづき作成したものである。

(あさくら・なおみ 福生市史中世調査員 川崎市在住)